

八幡西警察署

交通課からのお知らせ



全国的に高額な賠償が想定される「自転車」対「歩行者」事故が発生しています。

今回は、自転車の安全利用に係るリーフレット「アトノマツリ」～甘くみないで、自転車事故～を紹介します。

… 福岡県の状況 …

- 令和元年中の自転車関連事故は、**約4,000件**発生しています。
- 県自転車条例が改正され、「**自転車利用者の損害賠償保険への加入が義務化**」されています。



【高額賠償事例①】

坂道を高速で走行し、歩行者と正面衝突。歩行者が頭蓋骨骨折等で意識不明の重体

⇒ **損害賠償額 9,521万円**

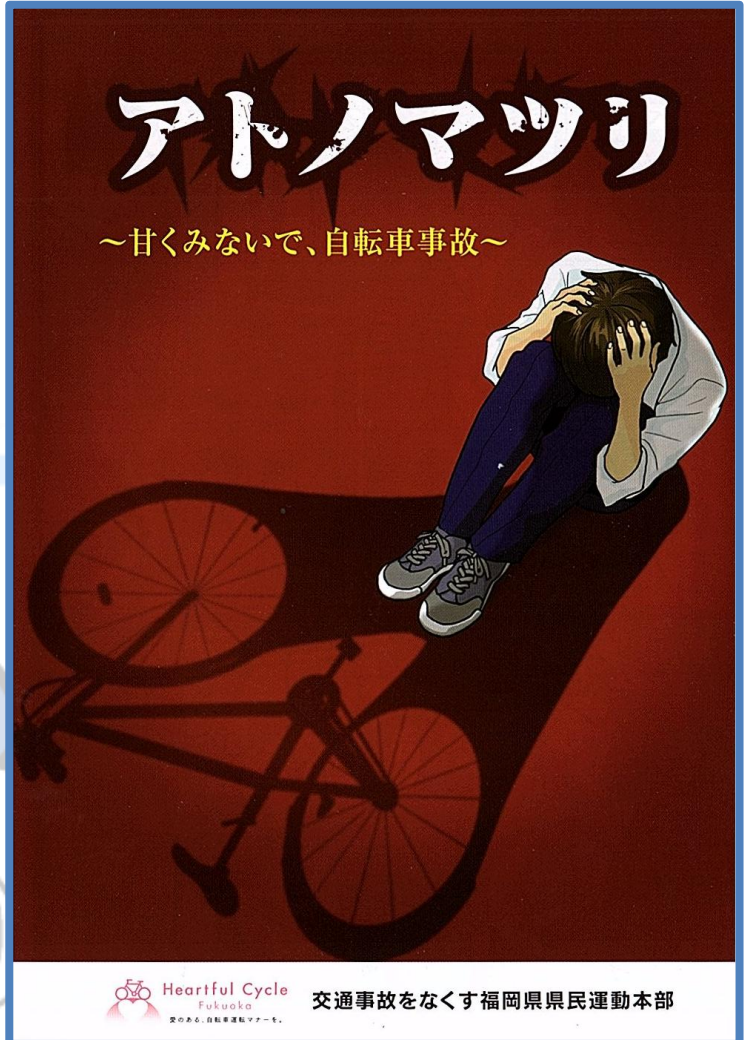
【高額賠償事例②】

ペットボトルを片手に坂道を高速で走行し、横断歩道を横断中の歩行者と衝突。歩行者が脳挫傷で死亡

⇒ **損害賠償額 6,779万円**

警察署ホームページに資料を掲載していますので参考にしてください。

自転車は「車両」として、ルール・マナーを遵守！



まずは **自転車の点検整備をしましょう!**

- ベル・ブザー
よく鳴るか
- ハンドル
前輪と直角にしっかり
固定されているか
- ブレーキ
前後とも
よくきくか
- 尾灯や反射器材
後方から
よく見えるか

- 前照灯(ライト)
明るくつくか
- サドル
両足先が地面につく高さか
しっかり固定されているか

- タイヤ
空気は十分
入っているか



万が一の
ために **自転車の保険に入りましょう!**

自転車だから、ぶつかっても被害は小さい、大きな事故にはならない
そう思っていないませんか?

損害賠償額
9,521万円
神戸地裁(H25.7)

NO!! 高額な賠償を命じられるケースも
あります。万が一に備え、自転車保
険に加入しましょう。

加入の仕方や取扱事業者はこちらから

未成年の方は
保護者の方と
一緒に確認し
ましょう

小学生が夜間、歩行者(62歳)と
正面衝突。歩行者は頭蓋骨骨折
等で意識不明の重体。

年間
約4,000件 **福岡県の自転車事故の現状**

福岡県内では、**年間約4,000件**の自転車関連事故が発生して
います。そのうち、10代、20代の若い年齢の方が加害者・被害
者となる事故は全体の**約半分**を占めています。

こんなところで、事故が起きている!!

交差点での事故 **注意のポイント**

- ◆交差点では必ず一時停止して、左右の安全を確認する。
- ◆信号の変わり目でのかけ込み横断は危険。無理な横断は絶対しない。

歩行者との事故 **注意のポイント**

- ◆歩道では歩行者優先。歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止又は自転車を降りて押して通行する。
- ◆歩道では車道寄りを通行し、すぐに止まれる速さで走行する。

自転車利用者は、**被害者だけでなく加害者**にもなる可能性があります!

スギオは理解していなかった…
自転車も自動車と同じ「車両」であることに。
事故を起こした責任も、自動車と同じであることを。
あの日、交通安全教室でも学んだことだった。

この後、スギオの家族は被害者から、多額の賠償金を請求され、
スギオ自身も加害者として、刑事責任を問われることとなる…。



世間の目

自分・家族の将来

甘くみないで、自転車事故
自分勝手な運転が、家族・他人までも巻き添えにする。
気づいてからではもう遅い、そう

アトノマツリ

知って
いますか? **自転車安全利用五則**
自転車の主な交通ルール

1 自転車は車道が原則、歩道は例外
自転車は車両です。歩道と車道の区別が
あるところは車道通行が原則です。

歩道が通行できる場合
○道路標識や道路標示で指定された場合
○運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者の場合
○車道または交通の状況から見てやむを得ない場合

2 車道は左側を通行
自転車は、道路の左端に
沿って通行しましょう。

**3 歩道は歩行者優先で、
車道寄りを徐行**

歩道は車道寄りを徐行して、歩行者の通行を妨
げるおそれのある場合は一時停止をしましょう。

4 安全ルールを守る

夜間はライトを点灯

2人乗り・飲酒運転・
並進の禁止

交差点での一時停止と安全運転
信号を守る

5 ヘルメットを着用
安全のためにヘルメットを着
用しましょう。

福岡県 自転車 条例



自転車は車両です！
交通ルールとマナーを守り、
自転車を安全に利用しましょう。

条例の安全利用に関する主な内容

自転車の安全利用の促進

- 夜間のライト点灯
- ブレーキのない自転車の運転禁止
- 運転中の傘差し、携帯電話の使用禁止
- 大音量で音楽を聴きながらの運転禁止
- 子どもや高齢者のヘルメット着用



自転車損害賠償保険 加入の義務化

- 自転車利用者が加害者となる重大事故が発生しています。
- 条例により、福岡県内で自転車を利用する場合は、保険等に加入しなければなりません。



詳しくは、ホームページをご覧ください。[福岡県 自転車条例](#) 🔍検索

自転車運転中に
危険なルール違反を繰り返すと
自転車運転者講習を
受けることとなります！

〔自転車運転者講習の対象となる危険な行為〕



〔その他の危険な行為〕

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

〔自転車運転者講習制度のながれ〕 受講命令に違反した場合、5万円以下の罰金

- 1 自転車運転者が危険行為をくり返す
● 3年以内に2回以上
- 2 交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令
- 3 講習の受講
● 講習時間:3時間
● 講習手数料が必要